いじめ防止等のための基本的な方針



2015年４月策定　2024年4月改定

市立札幌開成中等教育学校

目　次

1　いじめに対する基本認識……2

(1)　いじめの定義

(2)　いじめの構造といじめる心理

(3)　いじめの態様

(4)　いじめについての基本的理解

2　いじめの防止等の具体的な取り組み……3

(1)　いじめの未然防止に関すること

(2)　いじめの早期発見に関すること

(3)　いじめの対処に関すること

(4)　いじめ防止等に関する年間計画

3　いじめの防止等の対策のための組織……5

(1)　いじめ防止対策委員会の設置と役割

(2)　いじめ事案への対応

(3)　いじめの重大事態に関して

1　いじめに対する基本認識

（１）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。　【いじめ防止対策推進法第２条】

（２）いじめの構造といじめる心理（生徒指導提要 R4.12）

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく「聴衆」としてはやしたてたりおもしろがったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。また、いじめの背景にあるいじめる側の心理という視点から生徒の生活をみることでいじめの未然防止にもつながる。いじめの衝動を発生させる主な要因として次の６つがあげられる。

①　心理的ストレス　②　集団内の異質なものへの嫌悪感情　③　ねたみや嫉妬感情
④　遊び感覚やふざけ意識　⑤　金銭などを得たいという意識　⑥　被害者となることへの回避感情

（３）いじめの態様（文科省：いじめの防止等のための基本的な方針）

いじめの態様は、下記のように様々な形態をとる。特に、それらの行為が犯罪行為につながると認められる際には、毅然とした態度で応対することが求められる。

①　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
②　仲間はずれ、集団による無視をされる。
③　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
④　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
⑤　金品をたかられる。
⑥　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
⑦　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
⑧　パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

（４）いじめについての基本的理解（札幌市いじめの防止等のための基本的な方針 R6.4）

・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ことを踏まえ、いじめを生まない対人関係づくりに向けた教育活動を推進していくことが必要である。
・個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
・いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないようにすることが必要である。
・いじめられていても否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ､生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
・ネット上の悪口など、書かれた生徒がそのことを知らずにいたとしても、行為を行った生徒に対して教育的指導を適切に行う。
・いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応も検討する。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、学校いじめ防止対策委員会へ情報共有することは必要である。

2　いじめの防止等の具体的な取組

（1）いじめの未然防止に関すること

・各取組において、ATL スキルや 10 の学習者像を意識し、学校行事等の体験学習、生徒が主体的に参加・活躍できる授業の実践を通じて、自己肯定感や自己有用感をはぐくむ。
・道徳教育の推進により、生徒の情操や生命尊重の態度をはぐくむ。
・年間を通じて「こころとからだの時間」を実施し、コミュニケーション能力やストレスマネジメント能力を高め、豊かな人間関係を構築するための素地をはぐくむ。
・「いのちを考える学習」を実施し、自他の生命の尊さならびに自己有用感をはぐくむ。
・生徒会活動や各行事プロジェクト活動、SA、CAS などの取組によって、生徒が主体的に活動できる環境を整え、教職員はそれを適切に支援していく。
・子ども理解に関する研修を実施するとともに、生徒情報の共有が円滑に進むように定期的な生徒情報交流会を実施し、教職員が共通理解に基づいた組織的な対応ができるように努める。
・特定の教科に限ることなく、学校生活のあらゆる場面において情報モラル教育を行う。
・専門家によるＳＮＳ利用に関する講演会を実施する。
・懇談会等を通じて、携帯電話をはじめとした情報端末やパソコンの利用について、各家庭での利用状況についての情報交流や家庭での情報モラル教育の重要性に関する啓発を行う。

（2）いじめの早期発見に関すること

・ＡＳＳＥＳＳ（学校適応感尺度：年２回）を実施する。
・いじめに関するアンケート（札幌市教育委員会）を実施する。
・これらの結果を踏まえた分析等を活かした教育相談を実施する。（教育相談月間：３回/年）
・その他、必要に応じてアンケートや面談を行う。
・生徒や保護者が不安や悩みをいつでも気軽に相談できるような雰囲気づくりに努めるとともに、学校便りの発行等を通じて取組を周知していく。
・相談窓口が複数あることを認識させるために，カウンセラーや相談支援パートナーと接する機会を設ける。
・毎日放課後に教育相談優先時間を設け、相談しやすい環境づくりに努める。
・校内 PC ネットワークを活用し、専用フォルダに日常的な気づきや生徒の様子を記載することで、教員間での情報共有がしやすい環境を整備する。

（3）いじめの対処に関すること

・「いじめる子ども」「いじめられる子ども」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の生徒を対象とした指導を行う。
・「いじめは絶対に許されない」という認識を学校全体で徹底し、生徒情報の交流やいじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。
・見守りと教育相談の計画を立て、いじめられた生徒が安心して学校生活を送ることができるように留意する。

（４）いじめ防止等に関する年間計画

	生徒理解 情報交流	未然防止(主に道徳・ＨＲで実施)	早期発見
４月	生徒支援研修会 （対応の共通理解） （生徒情報の共有）	Ⅰ Ⅱ Approach To Learning ⅢⅣ『新しい仲間と知り合おう』	
５月		Ⅰ Ⅱ『生活リズムのセルフマネジメント』 Ⅲ『ジョハリの窓』 Ⅴカモンウィークス	教育相談月間
６月	生徒支援研修会 （生徒情報の共有）	Ⅰ『呟きチャレンジ』 Ⅱ『苦手チャレンジ』 Ⅲ『リスクマネジメント、クライシスマネジメント』	
７月		SNS 講演会 Ⅲ【パラスポーツ】	三者懇談
８月		Ⅰ Ⅱ ⅢⅣ『お久しぶりの会』	ＡＳＳＥＳＳ （学校適応感尺度）
９月		Ⅲ『会話上手になろう』	
10 月		Ⅰ『問題解決のコツ』 Ⅱ『チームビルディング』 Ⅲ『思春期の不安や悩みの解決』 Ⅴ【性と生のカフェテリア】 Ⅴ薬物乱用防止講演会	教育相談月間
11 月		Ⅰ Ⅱ『ピアサポート』 Ⅰ【助産師講和】【お父さんトーク】 Ⅱ【いのちを考えるワークショップ】 Ⅲ『問題解決のコツ』 Ⅵ『メンタルヘルス』	いじめアンケート （札幌市）
12 月	生徒支援研修会	Ⅰ【わたしの宝物】 Ⅰスマホ・ケータイ安全教室 Ⅲ非行防止教室	
１月		Ⅰ Ⅱ ⅢⅣ『あけおめことよろの会』	ＡＳＳＥＳＳ （学校適応感尺度）
２月		Ⅱ『ストレスマネジメント』 Ⅲ『心の元気サプリ』	教育相談月間
３月		Ⅰ Ⅱ Ⅲ『ＳＣ講話』	

3　いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第２２条）

（１）いじめ防止対策委員会の設置と役割

①　構成員　校長の監督の下、以下の構成員において組織する。

委員長：教頭　【毎月最終週に定期開催する】
校長　生徒支援部長（生徒指導主事：副委員長）、養護教諭、ＩＢＣ、各期副主任、特別支援 Co、SC、SSW　※必要に応じて…関係期主任、関係担任

※指導と支援は一体であるべきとの観点から、「校内学びの支援委員会」を兼務し、日常的な生徒情報の共有を図る。

②　緊急時の対応

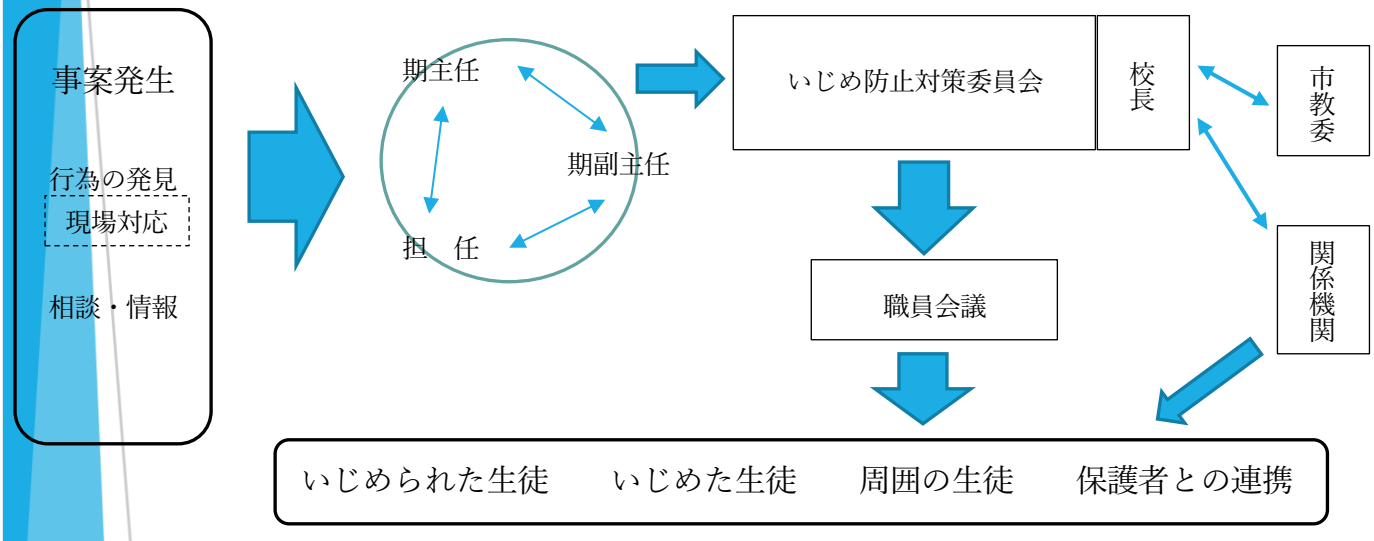
・校長不在時の監督者は副校長とする。
・事案の性質上、即時的な対応が必要な場合は、以下の構成員で協議・指示を行う。
　副校長、教頭、生徒支援部長、関係期主任、副主任
・緊急時の招集判断は管理職が行うこととする。

③　役割

①本校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成と校内研修の企画・実施
②いじめの相談・通報の窓口としての機能。
　（教職員が個別に認知した情報の収集・整理・記録・共有）
③緊急対応時の迅速な情報共有、アンケートや聴き取りの実施、指導・援助の体制構築、方針の決定と保護者との連携。
④本校のいじめ防止基本方針の点検と検証。
⑤重大事態に関わる調査を学校主体で行う場合の調査組織の母体機能
【R4. 12 生徒指導提要】

※「いじめの認知及び解消の判断」は、教職員が個別で行うものではなく、上記委員会に置いて、組織として判断する。

④　対応の流れ



（２）いじめ事案への対応

①　事実関係の確実な把握

・関係する（すると思われる）全ての生徒に対して聞き取りを行う。
・５Ｗ１Ｈを明確にして整理し、複数の教職員で認知した情報の集約と共有化を行う。
・アセスメントシート等を活用し、進級に際した引継ぎが円滑に行えるようにする。

②　いじめられた生徒の安全・安心の確保

・いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を損なうことがないように配慮する。
・最後まで守り通すという姿勢で対応する。
・心配事や不安に思うことを共感的に聞き取り、専門家と連携した対応をするなど心のケアに努める。

③　いじめた生徒への指導・対応

・いじめを受けた生徒の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる。また、本心から謝罪できるようにすることで、今後の人間関係の修復に努める。
・いじめた生徒の背景や抱える問題などにも目を向けた指導を行う。

④　周囲の生徒への指導

・いじめられることの苦しみを理解させるとともに、はやし立てたり、見て見ぬ振りをすることが、深刻化させることを再度指導する。

⑤　保護者との連携

・把握した事実関係を迅速に伝えるなど、速やかな対応を行い、いじめた生徒の保護者には、以後の対応を適切に行えるように協力を求める。

⑥　ネット上のいじめの対応

・関係する生徒等への対応・指導・心のケアを行うとともに、内容の確認と記録を行い、被害の拡大を防ぐために迅速に削除を行う。

⑦　関係機関との連携

・いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合や、命に係わるなど緊急性が高い場合には、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

⑧　いじめの解消判断と事後の見守り

・事案対処後、心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3 か月が目安)継続していて、被害生徒が心身の苦痛を感じていないかを本人または保護者、もしくはその両方との面談を通して確認を行うことで、委員会において解消の判断を行う。また、継続して事後の見守りは行うこととする。

※学校の教職員…は、いじめの事実があると思われるときは、…児童等の在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。【いじめ防止対策法第 23 条第 1 項】
※いじめを発見、または相談を受けた場合は、個人で判断せず直ちに報告し、組織的な対応につなげなければならない。　【いじめの防止等のための基本的な方針 H29. 3 改定】

（３）いじめの重大事態に関して

〈重大事態の定義〉

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合
・「生徒が自殺を企画した場合」「身体に重大な被害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等を想定。

②「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合
・相当な期間とは年間３０日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合には、迅速に調査に着手する。

※いじめられて重大事態に至ったとの申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

〈重大事態の対応〉

※重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。また、「いじめの防止等のための基本的な方針－文部科学省 H29.3 改定－」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン－文部科学省 H29.3 改定－」により適切に対応する。

【いじめ発生から継続的な見守りに至るまでの対応モデル】

